

おくやみ ガイドブック

八尾市

このたびは、大切なご親族のご不幸に際しまして心よりお悔み申し上げます。
今後の市役所を中心とした様々な手続きについて、ご遺族の方のご負担が
少しでも軽減されるよう、「おくやみガイドブック」を作成いたしました。
ご遺族のみなさまの一助になりましたら、幸いです。

令和7年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年3月発行
発行：八尾市

刊行物番号R6-98
編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。
広告主及び広告内容は本市が推奨するものではありません。

今からでも
始められる相続対策
はあるの？

「相続」した不動産
どうしよう？

使っていない土地
維持管理が大変だ

相続登記義務化について
詳しく教えて欲しい

早めに家を売却したい

相続に関する
特例措置って
どんなものがあるの



「暦年課税」は
どう変わるの？

などのお悩みがございましたら

三井住友トラスト不動産に おまかせください!!

土地

戸建

マンション

アパート

ご相談・査定無料

三井住友信託銀行との連携によるノウハウとグループ力を活かし
「ていねいな仕事」でお応えします。

※ご成約の際には仲介手数料(税込)を申し受けます。

スマホからの
お問い合わせは
こちらから



三井住友トラスト不動産は三井住友トラストグループの不動産仲介会社です。



三井住友トラストグループ

三井住友トラスト不動産株式会社

八尾センター

取引態様/仲介

■お問い合わせは下記番号まで

通話無料 0120-70-8450

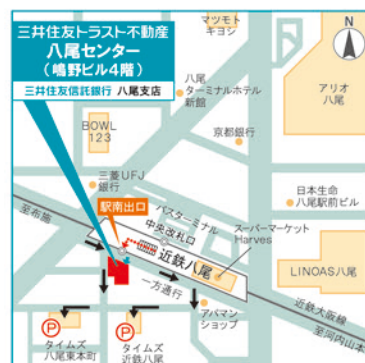
TEL.072-925-8450

FAX.072-925-8451

E-mail: yao@smtrc.jp

〒581-0004 大阪府八尾市東本町3丁目6番8号 嶋野ビル4階

土曜・日曜営業(水曜・祝日定休) 営業時間/9:30am~5:30pm



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	必要な手続き	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主の変更	●世帯主の変更(変更届)		☐	市民課	3
年金	年金に関する手続き	国民年金の手続き ●死亡届及び未支給年金の請求 ●死亡一時金の請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求		☐	市民課	3・4
		厚生年金の手続き				
		共済年金・企業年金・国民年金基金・厚生年金基金等の手続き				
パスポート	パスポートの手続き	●パスポートの返納手続き(有効期間内のものに限る)		☐	市民課	5
保険	国民健康保険の手続き	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更		☐	健康保険課	6
	後期高齢者医療保険の手続き	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更		☐	健康保険課 (高齢者医療係)	7
介護保険	介護保険の手続き(各種証の返納)	●各種証の返納		☐	高齢介護課	8
	高額介護サービス費等の手続き	●振込口座の変更		☐	高齢介護課	
税金	納税に関する手続き	●相続人代表者の届出		☐	納税課	9
原付バイク	原付バイクの廃車の手続きまたは名義変更	●廃車手続き ●名義変更の手続き		☐	市民税課	9
障がい	各種障がい者手帳の返還	●各種障がい者手帳の返還		☐	障がい福祉課	10
	特別障がい者手当等の手続き	●特別障がい者手当の届出 ●障がい児福祉手当の届出 ●経過福祉手当の届出		☐	障がい福祉課	
子ども	特別児童扶養手当の手続き	(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合) ●資格喪失届または額改定届の提出 (手当てを受給していた方が亡くなられた場合) ●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出、 認定請求書の提出		☐	こども若者 政策課	11
	児童手当の手続き	(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合) ●受給事由消滅届または額改定届の提出 (手当てを受給していた方が亡くなられた場合) ●受給事由消滅届・未支払請求書、認定請求書の提出		☐	こども若者 政策課	12
	児童扶養手当の手続き	(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合) ●資格喪失届または額改定届の提出、証書の返納 (手当てを受給していた方が亡くなられた場合) ●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出、 認定請求書の提出、証書の返納		☐	こども若者 政策課	13
市営住宅	市営住宅の手続き	下記のいずれか ●名義変更の承認申請 ●住宅返還の届出 ●同居者異動の届出		☐	住宅管理課	14
上水道	上水道使用者(契約者)の手続き	●使用中止または新しい使用者との契約の手続き ●支払い方法(振替口座等)の変更手続き		☐	八尾市水道局 お客さま サービス課※	14
墓地・納骨堂	市立墓地、市立納骨堂の手続き	●市立墓地、市立納骨堂の承継申請 ●市立墓地、市立納骨堂への納骨届出		☐	環境施設課	15
飼い犬	飼い犬登録の手続き	●飼い犬登録の変更届		☐	八尾市保健所 保健衛生課	15

※上水道担当課については、令和7年4月1日より、大阪広域水道企業団 八尾水道センターに名称が変わります。

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社等
	遺言書	作成		☐	東大阪公証役場 大阪府東大阪市永和2丁目1番1号 東大阪商工会議所3階 電話06-6725-3882
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル 電話0120-151515 有料ダイヤル 電話050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	八尾警察署 八尾市高町3番18号 電話072-992-1234 (代表)
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大阪法務局 東大阪支局 東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 電話06-6782-5413
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	八尾税務署 八尾市高美町3丁目2番29号 電話072-992-1251
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

築年数が古い家
状態が悪い家
立地が良くない...



他社で
断られた
お家も

**積極的に
買い取ります!**

その場で
お支払い可能

※弊社基準により、買い取りできない場合があります。

日本全国の地域ニーズ、相場情報を熟知した**プロ集団**が、関西圏は
もちろん日本中の戸建て、マンション、土地の売却を**徹底サポート!**

弊社が持つ多くの顧客様向けに、**【買いたい方】を募るツールも
充実**しているので比較的高い金額で買取ができるのも強みです。「さすが
に、この物件は…」とあきらめずに**まずはご相談ください、どんな物件
も解決に導く自信があります。お気軽にお問い合わせください。**

- ✓ 少しでも高く売りたい
- ✓ できるだけ早く売りたい
- ✓ 物件が古すぎて諦めている
- ✓ 実家を相続することになって戸惑っている
- ✓ 空き家・空き地をどうすべきか悩んでいる

こんな方に

相談無料

査定無料

相続に関するご相談もお気軽にどうぞ



日本トータルプロデュース

※しつこい営業はいたしません。安心してご相談ください。

LINEからのお問い合わせもOK

TEL.072-990-6686

八尾市南植松町5丁目182日本TPビル

宅地建物取引業者免許 大阪府知事(2)第60824号

営業時間9:00~21:00 年中無休(大型連休を除く) <https://www.total-produce.net/>



市役所での手続き

世帯主の変更

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。故人と同一世帯の方が手続きできます。代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

手続き・持ち物

- 世帯主の変更(変更届)
＜持ち物＞
☐ 届出人の本人確認書類

受付窓口

- 市民課 記録係
072-924-8533

期限

- ▶ 亡くなった日から
14日以内

年金に関する手続き

国民年金の手続き

手続き・持ち物

- 死亡届及び未支給年金の請求
故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができます。
 - ・年金受給者である故人と生計を同じくしていた
 - ・配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族＜持ち物＞
 - ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本または法定相続人情報一覧図の写し(※)
 - ☐ 請求者の通帳
 - ☐ 亡くなった方の住民票の除票の写し(※)
 - ☐ 請求する方の世帯全員の住民票の写し(※)
 - ☐ 故人の年金証書※請求者のマイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できる場合があります。

受付窓口

- 市民課 国民年金係
072-924-3848
※加入履歴により八尾年金事務所での手続きとなる場合があります。

期限

- ▶ 速やかに

● 死亡一時金の請求

- ＜持ち物＞
 - ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本または法定相続人情報一覧図の写し(※)
 - ☐ 請求者の通帳
 - ☐ 亡くなった方の住民票の除票の写し(※)
 - ☐ 請求する方の世帯全員の住民票の写し(※)
 - ☐ 故人の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類※請求者のマイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できる場合があります。

●遺族基礎年金の請求

<持ち物>

- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本または法定相続人情報一覧図の写し(※)
- ☐ 死亡診断書のコピー
- ☐ 請求者の通帳
- ☐ 亡くなった方の住民票の除票の写し(※)
- ☐ 請求する方の世帯全員の住民票の写し(※)
- ☐ 故人の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ☐ 請求者の所得証明書(※)
- ☐ 子の収入が確認できる書類(※)

(義務教育終了前は不要。高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証のコピー。)

※請求者のマイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できる場合があります。

●寡婦年金の請求

<持ち物>

- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本(※)
- ☐ 請求者の通帳
- ☐ 亡くなった方の住民票の除票の写し(※)
- ☐ 請求する方の世帯全員の住民票の写し(※)
- ☐ 故人の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ☐ 請求者の所得証明書(※)

※請求者のマイナンバーをご記入いただくことで、添付を省略できる場合があります。

厚生年金の手続き

手続き

- ・加入中の場合は、会社等の年金担当者の方にお問合わせください。
- ・年金受給中の場合は、八尾年金事務所にお問合わせください。

受付窓口

- 八尾年金事務所
072-996-7711
八尾市桜ヶ丘1丁目65番地

期限

▶ 速やかに

共済年金・企業年金・国民年金基金・厚生年金基金等の手続き

手続き

- ・加入中の場合は、会社等の年金担当者の方にお問合わせください。
- ・年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問合わせください。

パスポートの手続き

故人がパスポート(有効期間内のもの)を所持されていた場合、次の手続きについて事前にご相談ください。

手続き・持ち物

● パスポートの返納手続き(有効期間内のものに限る)

<持ち物>

- ☐ 故人のパスポート
- ☐ 故人の死亡確認書類
(除籍謄本、死亡診断書等。コピーでも可)
- ☐ 手続きをする方の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

- 市民課 パスポート担当
072-924-3955

期限

- ▶ 速やかに

メモ

35年の経験で 一歩進んだ遺品整理

テレビCM公開

一般社団法人
遺品整理士認定協会
優良事業所
認定

4年連続優良事業所認定

任せて良かったの
笑顔のため
全力を注ぎます。

不用品回収

小さなものから大きなものまで

遺品整理

故人が安らかに眠るための

高額査定で不用品回収費用が0円になったり、プラスになることも！

家の売買もお任せください！

- 遺品整理
- ゴミ屋敷片付け
- 産業廃棄物処理
- 機密情報処理
- 特殊清掃
(遺品整理士認定協会の研修済み)
- ハウスクリーニング
- 家財一式買取

〈遺品整理士、特殊清掃士資格〉

〈産業廃棄物収集運搬業許可番号〉

近畿2府4県 第132084号

〈古物商許可番号〉

第622221805048号



一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守しております。



遺品整理はこちら

<https://www.daiko-service.co.jp/>

株式会社 ダイコーサービス

ゴミ ゴミ イーヨ

0120-53-53-14

<https://www.daiko-service.jp/>

産業廃棄物はこちら



捨てずに
保管を！

本冊子をご提示の方

10%OFF

不用品回収に限りです。

無料見積

年中無休

24時間受付

即日対応

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- ☐ 故人の「資格確認書」または「被保険者証」等
- ☐ 限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

<持ち物>

- ☐ 喪主名義の通帳
- ☐ 葬儀の領収書・請求書・会葬礼状のいずれか

(故人が世帯主の場合のみ)

●高額療養費等の振込口座の変更

(既に申請書が届いている分のみ)

<持ち物>

- ☐ 相続人の通帳
- ☐ 申請者が相続人でない場合は委任状が必要です。

受付窓口

●健康保険課

072-924-3865

期限

▶各種証の返納

速やかに

▶葬祭費の支給申請

葬祭を行った日の翌日から
2年以内

▶高額療養費の申請

診療年月の翌月1日から
2年以内

メモ

"円満相続"を目指して あなたをサポートいたします

遺言・相続に関することなら何でもご相談ください。
相続実務30年以上の専門家が親身に対応いたします。

八尾地域に
根付いて

30年

ご存じ
ですか？

相続手続き



手続きの中には
期限があるものもあります。
遺言書の有無の確認や
不動産の名義変更・売却など
必要な手続きを必要な時期に行う
お手伝いをいたします。

必見！

遺言書作成のススメ



相続が"争族"にならないためにも
遺言書を遺しておくことを
お勧めしています。
手元にある自筆証書遺言が
法的に有効かどうかの確認用に
チェックリストもご用意しております。

今から
できる

自分の相続対策



遺産分割対策としての
不動産の相続対策や
相続税軽減のための生前贈与や
生命保険の活用・見直しなど
今からできる、
ご自身の相続対策もご相談ください。

〈秘密厳守〉 〈プライバシー保護〉 〈地域密着〉

 **072-997-7557**

営業時間 平日 9:00-18:00



リーガルパートナー司法書士事務所

〒581-0831 大阪府八尾市山本町北3丁目3-6

リーガルパートナー 八尾 



後期高齢者医療保険の手続き

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- ☐ 故人の「被保険者証」または「資格確認書」
- ☐ 限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

<持ち物>

- ☐ 喪主の通帳(口座番号を確認できるもの)
- ☐ 葬儀の領収書(コピー可)

●高額療養費等の振込口座の変更

<持ち物>

- ☐ 相続人の通帳

※該当した場合のみ後日支給します。

受付窓口

- 健康保険課 高齢者医療係
072-924-3997

期限

- ▶ 葬祭費の支給申請
葬祭を行った日の翌日から
2年以内
- ▶ その他の手続き
速やかに

メモ

樹木葬

追憶の森「望」

2025年 春 完成

2016年オープンの追憶の森がおかげさまで間もなく
完売のため新たに第一区画【P地区】に誕生。



※写真はイメージです。

※完成イメージです。

●経営・管理/宗教法人月光寺 ●許可番号/大阪府指令環衛第37-1号 ●許可年月日/平成5年7月14日

資料のご請求は今すぐお電話または下記のコードよりお申込みください。

はびきの中央霊園

〒583-0841大阪府羽曳野市駒ヶ谷917-30

☎072-956-5556

営業時間 / 9:00~18:00 定休日 / 水曜日(祝日除く) 年末年始



介護保険の手続き（各種証の返納）

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- ☐ 被保険者証
- ☐ 交付されている場合は負担割合証、負担限度額認定証

受付窓口

- 高齡介護課
072-924-9360

期限

- ▶速やかに

高額介護サービス費等の手続き

故人が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●振込口座の変更

<持ち物>

- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- 高齡介護課
072-924-9360

期限

- ▶介護サービスの利用月の翌月から2年以内

メモ

八尾市での 相続手続き、相続・認知症対策の ご相談はまるごとお任せください

相続手続きについて こんなお悩みありませんか？

- ☑ 忙しくて相続手続きをする時間が取れない
- ☑ 何から手を付けてよいか分からない
- ☑ 手続きに漏れがないか心配だ
- ☑ 相続財産の活用についてアドバイスしてほしい

司法書士複数在籍・オンライン相談対応可能



八尾地域に根ざした
司法書士事務所として
満足度No.1を目指します!!

まずはお電話ください

☎072-993-0117 受付時間 9:00~18:00

お問い合わせの際、「おくやみガイドブックを見た」とお伝えください
1時間の無料相談をご用意しております



ゆずりは
杠司法書士法人

〒581-0003 大阪府八尾市本町2-12-4
近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から徒歩9分
※お車で越しの方は、弊所敷地内に駐車場がございます

八尾オフィスまでの
詳しい行き方はこちら



納税に関する手続き(相続人代表者の届出)

故人が市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の届出をしてください。

手続き・持ち物

●相続人代表者指定届の提出

<持ち物>

- ☐ 手続きをする方の本人確認書類

受付窓口

- 納税課 072-924-8524
(2階③窓口)

期限

▶速やかに

原付バイクの廃車の手続きまたは名義変更

上記の他に、故人名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

●廃車手続き

<持ち物>

- ☐ ナンバープレート
☐ 標識交付証明書
☐ 来庁者の本人確認書類

●名義変更の手続き

<持ち物>

- ☐ 標識交付証明書
☐ 来庁者の本人確認書類

受付窓口

- 市民税課
072-924-3832
(2階①窓口)

期限

▶速やかに

※八尾市外の方への名義変更の場合は、「廃車手続き」になります。

メモ

ご遺族メモ

各種障がい者手帳の返還

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返還してください。

手続き・持ち物

- 各種障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)の返還

<持ち物>

- ☐ 所持されている手帳

受付窓口

- 障がい福祉課
072-924-3838

期限

- ▶ 速やかに

特別障がい者手当等の手続き

故人が次のいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 特別障がい者手当の届出
- 障がい児福祉手当の届出
- 経過的福祉手当の届出

<持ち物>

- ☐ 未払金がある場合は振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- 障がい福祉課
072-924-3838

期限

- ▶ 速やかに

メモ

八光殿では、お葬式後の専門家が お客様のお困りごとに対応いたします。

どんな些細なことでも構いません。

お葬式後のお悩みは、頼れる専門家に安心してご相談ください。

法要



●満中陰法要・一周忌法要の
段取りにお悩みの方

●ご自宅で法要できない方
など

お葬式後の各種手続き



※「不動産登記」は、
令和6年4月より義務化!!

●不動産登記、金融関係、
遺産相続にお困りの方 など

お仏壇



●お仏壇の購入を考えているが
後の世代に迷惑をかけたく
ないとお悩みの方

●お持ちの仏壇の買い替え、
リフォームをお考えの方 など

お墓・永代供養



●納骨先や納骨方法に
お悩みの方

●お墓の引越しやリフォームを
お考えの方 など

手元供養



●いつまでも故人様を身近に
感じたい方

●異なる世帯それぞれで
ご遺骨を守りたい方 など

遺品整理



●故人様のゆかりの品のお供養
にお悩みの方

●ご自宅の整理をお考えの方
など

一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

八光殿でお葬式をしていない方でもご対応いたしますので、お気軽にお葬式後の専門家にご相談ください。



あなたの街の葬儀社
八光殿
HAKKODEN

TEAR
ティアグループ
当社はティア（東証上場）の子会社です。



お電話でのご相談も24時間365日受付中



0120-775-507



株式会社八光殿 大阪府八尾市東本町4丁目2番11号

詳しくはお電話もしくはホームページをご覧ください。

はっこうでん

検索

<https://www.8510.net/yao/>

特別児童扶養手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなった場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなった場合、次の手続きをしてください。そのほか手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなった場合も手続きが必要です。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなった場合)

●資格喪失届または額改定届の提出

<持ち物>

☐ 来庁者の本人確認書類

(手当てを受給していた方が亡くなった場合)

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

<持ち物>

☐ 来庁者の本人確認書類

☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

個々の状況により必要となる書類が異なりますので、詳しくは受付窓口でご確認ください。

(手当てを受給している方の配偶者や同居親族が亡くなった場合)

●支給停止関係届の提出

<持ち物>

☐ 来庁者の本人確認書類

受付窓口

●こども若者政策課
072-924-3839

期限

- ▶ 受給者死亡届
亡くなった日から14日以内
- ▶ その他の手続き
速やかに

メモ

当社は年間100件以上の整理実績のうち9割以上が、一軒丸ごとの生前整理や遺品整理の作業です。お客様がご納得いただけるお見積りをご提示し、実際に8割以上※のお客様へご依頼いただいています。

檢 索

児童手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、受給事由消滅または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合)

●受給事由消滅届または額改定届の提出

<持ち物>

- ☐ 来庁者の本人確認書類

(手当てを受給していた方が亡くなられた場合)

●受給事由消滅届の提出

<持ち物>

- ☐ 来庁者の本人確認書類

●未支払児童手当の請求

<持ち物>

- ☐ 来庁者の本人確認書類
☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

<持ち物>

- ☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類
☐ 請求者名義の口座番号が分かるもの
☐ その他必要書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので
詳しくは受付窓口でご確認ください。

受付窓口

- こども若者政策課
072-924-3839

期限

▶速やかに

新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出については、亡くなった日の翌日から15日以内にお手続きください(期限を過ぎると支給できなくなる月が発生する場合があります)。

メモ

児童扶養手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。そのほか手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなられた場合も手続きが必要です。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合)

●資格喪失届または額改定届の提出

<持ち物>

☐ 児童扶養手当証書

(手当てを受給していた方が亡くなられた場合)

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

<持ち物>

☐ 来庁者の本人確認書類

☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

個々の状況により必要となる書類が異なりますので、詳しくは受付窓口でご確認ください。

(手当てを受給している方の配偶者や同居親族が亡くなられた場合)

●受給事由変更届、支給停止関係届の提出

<持ち物>

☐ 児童扶養手当証書

☐ その他必要書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので詳しくは受付窓口でご確認ください。

受付窓口

●こども若者政策課
072-924-3839

期限

- ▶ 受給者死亡届
亡くなった日から14日以内
- ▶ その他の手続き
速やかに

メモ

市営住宅の手続き

故人が市営住宅に入居していた場合、事前に受付窓口にご連絡のうえ、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

(故人が名義人で同居者が新たに名義人となる時)

- 市営住宅名義変更承認申請書

※名義人になることができる同居者には、条件があります。

(住宅を退去される時)

- 市営住宅返還届の提出

(名義人でない同居人が亡くなった時)

- 異動届の提出

受付窓口

- 八尾市営住宅管理センター
072-924-3858

期限

- ▶速やかに

上水道使用者(契約者)の手続き

故人が水道の契約者になっていた場合、もしくは使用中止する場合等は、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

(使用中止・名義変更の場合)

- 電話で受付

(支払い方法変更の場合)

- 電話で受付または口座振替依頼書の提出

受付窓口

- 八尾市水道局
お客さまサービス課※
072-923-6302

期限

- ▶速やかに

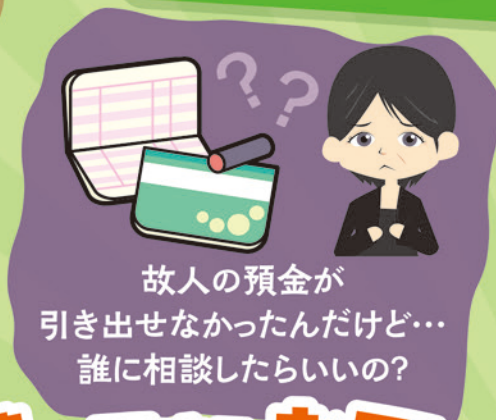
※八尾市水道局については、令和7年4月1日より、大阪広域水道企業団 八尾水道センターに名称が変わります。(連絡先は変更ありません。)

メモ



**一緒に
解決**していきます!

まずは
地元の司法書士に
ご相談ください。



こんな**相続**に関する**お困りごと**は

前田一章 司法書士事務所 お任せください!!

「?」が多い相続手続きも、専門家と一緒になら安心です。
地元・八尾市の皆様のお力になれるよう、きめ細やかなサポートをお約束いたします。

相続手続きに
関する相談

必要書類の
収集、取得

遺産分割
協議書作成

相続登記

金融機関での
相続手続き

身動きが取れなくなる前に、まずは司法書士にご相談ください。一緒に解決していきます!

相談無料

072-999-4083

【営業時間】 9時～18時(時間外・土日の対応はご相談ください)

HPIはこちら



親切・丁寧をモットーに、あなたのお困りごとに寄り添います

前田一章 司法書士事務所

●相続手続き ●遺言書作成 ●不動産登記 ●会社・法人登記

〒581-0802 八尾市北本町3丁目4-18

office.kazu.1001@gmail.com

近鉄八尾駅から徒歩約10分



市立墓地、市立納骨堂の手続き

故人が市立墓地、市立納骨堂の利用者であった場合、または、焼骨を納骨する場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●市立墓地、市立納骨堂の承継申請

<持ち物>

- ☐ 承継者の本人確認書類(コピー)
- ☐ 承継者の住民票(世帯全員、本籍・続柄記載のこと)
- ☐ 承継者の現在の戸籍謄本
- ☐ 現在の利用者の死亡が分かる戸籍謄本等
- ☐ 現在の利用者で承継者の関係及びそれぞれの家族関係が分かる戸籍謄本等

※承継者以外の親族の同意書を求める場合があります。

●市立墓地、市立納骨堂への納骨届出

<持ち物>

- ☐ 利用者の本人確認書類(コピー)
- ☐ 火葬許可証(火葬執行証明付き)、改葬許可証、分骨証明書のいずれか

※墓地(納骨堂)の利用者でないと手続きができません。

受付窓口

●環境施設課

072-992-2139

八尾市曙町2-11

八尾市立リサイクルセンター

学習プラザ3階

期限

▶墓地の承継申請

亡くなった日から3年以内

▶納骨堂の承継申請

速やかに

▶納骨届出

納骨前日まで

飼い犬登録の手続き

故人が犬を飼っていた場合、飼い主等の変更手続きをしてください。

手続き・持ち物

●飼い犬登録の変更届

<持ち物>

- ☐ 犬鑑札または狂犬病予防注射実施通知書

※見当たらない場合は、故人の氏名・住所・犬の名前等をお伝えください。

※電子申請によるお届けも可能です。

※犬がマイクロチップを装着し、かつ環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録している場合は、登録サイトからお手続きください。

受付窓口

●八尾市保健所 保健衛生課

072-994-6643

期限

▶30日以内に

メモ

委任状

年 月 日

(あて先) 八尾市長

代理人 (窓口に来る人)

住 所

氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

・

・

・

委任者 (頼む人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

※ 委任状は、委任者本人が記入してください。

※ 委任者の日中連絡のつく電話番号を記入してください。こちらから連絡する場合があります。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

遺品整理 は ネクストサポート にご相談ください

**遺品整理士
在籍**

**女性スタッフ
在籍**

皆様のお悩みに
沿ったサービス
をご提供致します

故人様の遺品整理、形見分け整理、
お部屋の清掃、遺品の配送まで
親切丁寧に対応させていただきます。
お困りごとはネクストサポートに
お任せください。

ご相談・
見積り
無料



整理・片付け例



Before ▶ After



遺品の

供養・買取・配送まで
自社一貫体制 だから

迅速

確実

低価格

10年の実績

ご利用実績年間 **500件**

365日対応

お気軽に
お電話ください

ネクストサポート



0120-511-880

お電話の際に「八尾市おくやみガイドブックを見た!」とお伝えください。

営業時間 9:00~20:00

〒571-0029

大阪府門真市打越町9-3

<https://n-support.com/>

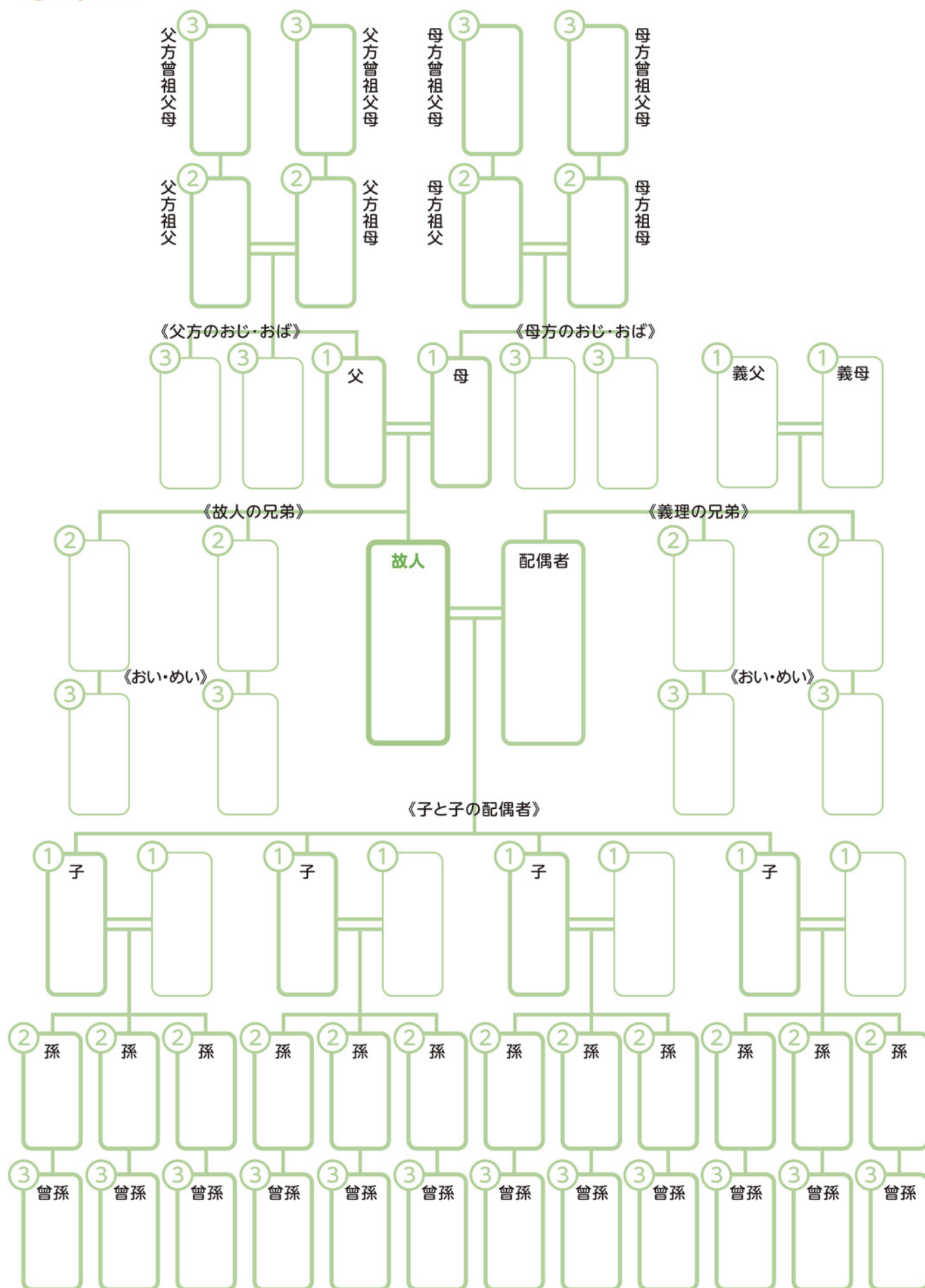
不定休

古物商許可番号 第622300155969号
遺品整理士認定番号 第IS06624号
一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守しております

TEL.072-888-9949 FAX.072-819-0070 E-Mail info@n-support.com

家系図

※数字は親等数



ご遺族メモ

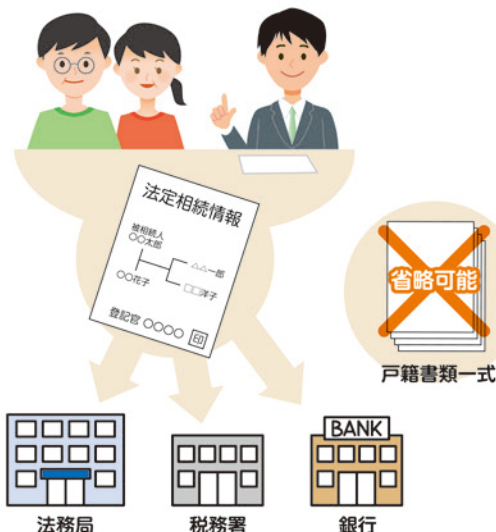
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

ご遺族メモ

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまうます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話をし、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

創業90余年 熟練の職人が作るこだわりの老舗仏壇店

お仏壇・仏事のことなら何でもおまかせください



豊富な品揃え

金仏壇・唐木仏壇をはじめ
常時展示数300基以上
地域密着なのでアフターサービス
設置・配送・修理も万全

お位牌



一週間前後で出来上がり
夫婦彫りも対応

家具調モダン仏壇



ライフスタイルにぴったりの
ウッド調からライト色まで多数

上置き仏壇



置く場所を選ばない
コンパクトなサイズで種類豊富



(株) 八光堂仏具店

テレビ番組で紹介された仏壇製造直営店です。

八光堂仏具店

検索

八尾店 〒581-0003 大阪府八尾市本町3丁目1-17
TEL 072(992)3000 0120(159)413

ホームページ <https://www.hakkodou.com>

お仏壇クリーニング専門サイト <https://www.hakkodou.com/cleaning/>

JA全農大阪・JA和歌山県農取扱店 近畿日本鉄道労働組合取扱店 融通念佛宗御用達

営業時間
9:00~18:30
木曜日定休



駐車場完備





相続税の申告は 必要ありませんか？

遺産総額が

3,600万円を

超えると相続税の申告が
必要かも知れません！

——— 八尾で相続税の申告と言えば ———

税理士法人松岡会計事務所！

理由①
価格

低価格

24.2
万円～(税込)

必ず事前に報酬金額を提示いたします。
相続申告報酬において最も大切な
のは「安心」です。

理由②
節税

最大限の

節税を
お約束します

相続税法に合格している税理士が担
当・監修！最大限の節税を実現する知識
とノウハウがあります。

理由③
実績

創業45年・

相続実績
1000件超

実績なくして信用なし！相続税を最小限
に抑えることは大切な財産を「守る」こ
とに直結します。

¥0 相談・相続税シミュレーション無料！



税理士法人

松岡会計事務所

Matsuoka Accountant's office

〒581-0018 八尾市青山町2丁目4番18号

お気軽にお問い合わせください

TEL.072-994-7605

電話受付 平日 9:00～18:00

ホームページ



<https://matsuoka-kaikei.com/souzoku/>

